

# 幕張サン・ハイツ自主防災会規約（改訂版）

## （目的）

第1条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## （名称）

第2条 この会は、幕張サン・ハイツ自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

## （事務所）

第3条 本会の事務所は、幕張サン・ハイツ管理組合集会所（千葉市美浜区幕張西3丁目5番地）に置く。

## （会員）

第4条 本会は、幕張サン・ハイツ内及び旧医療区内（幕張西3丁目3番）にある全世帯をもって構成する。

## （事業）

第5条 本会は、第1条（目的）の事項を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

## （役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 班長 4人
- (4) 会計 1人
- (5) 会計監査役 1人

2. 役員は、会員の互選とし、任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

## （役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の時、「災害対策本部」で本部長（管理組合理事長）を補佐して指揮を担当する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 班長は、会長の指示を受け、本会の事業計画の立案及び活動の推進にあると共に班員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する。
4. 会計は、本会の予算編成の中心となり、収支決算を行い、金銭の出納・保管管理を行う。

5. 会計監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、幕張サン・ハイツ管理組合の総会開催時におこなうことができる。また、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

幕張サン・ハイツ管理組合の総会が書面による決議となった場合、幕張サン・ハイツ管理組合の管理規約に準用して書面による決議をすることができる。

3. 総会は、会長が招集する。

4. 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が必要と認めたこと。

5. 議事は総会出席者の過半数を以って決する。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会より委任されたこと。
- (3) その他、本会が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

第11条 本会は、第5条(事業)の事項を遂行するために、次の班を置く。

- (1) 広報班
- (2) 救出救護班
- (3) 避難誘導班
- (4) 給食給水班

(災害対策本部)

第12条 地震等(震度5強以上)大災害が発生した際には、管理組合理事長は、自治会会长、自主防災会会长と協議の上、1時間以内に「災害対策本部」を設置する。

その時、居住していた管理組合役員・自治会役員・自主防災会役員は集会所に参集する。

2. 「災害対策本部」での各任務は、以下の通りとする。

- (1) 管理組合理事長は、「災害対策本部」内で本部長として全体の指揮を担当する。
- (2) 自治会会长・自主防災会会长は、副本部長として本部長の指揮を補佐する。

- (3) 本部長が不在の時は、副本部長間で本部長代行を決めるものとする。  
　　序列は、自治会長、自主防災会会长の順とする。
  - (4) 自治会副会長・自主防災会副会長・管理組合副理事長は、本部員として各班長を補佐する。
  - (5) 管理組合理事・自治会役員は、各班に所属する。
3. 災害対策本部の組織編成表は、役員の交代時に適宜保守する。

(防災計画)

第13条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため幕張サン・ハイツの、防災計画を作成する。

- 2. 幕張サン・ハイツの防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 第5条第2項、第3項、第4項及び第5項に関すること。
  - (3) その他、必要な事項。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、管理組合会計より運営費として計上された原資を充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回会計監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

- 2. 会計監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

- 1. この規約は平成27年4月19日から実施する
  - 2. この規約の一部を改訂し、平成28年4月17日から実施する
  - 3. この規約の一部を改訂し、2022年4月24日から実施する
- 詳細は、幕張サン・ハイツ「防災マニュアル」、小冊子「火災の予防と対応」、「防災・減災チェック表」による。

以 上